

優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る審査会設置要綱

(制定) 令和5年1月6日付4都環公地温第2483号
(改正) 令和5年10月25日付5都環公地温第2752号
(改正) 令和6年10月31日付6都環公地温第4055号
(改正) 令和7年10月31日付7都環公地温第4846号

(目的)

第1条 この要綱は、優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る実施要綱（令和4年12月27日付4都環公地温第2408号。以下「実施要綱」という。）第3条の規定に定める優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る審査会（以下「審査会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、実施要綱において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 審査会は、実施要綱第4条第1項及び第4項に基づき基準骨子案及び基準骨子について検討し、実施要綱第7条第1項に基づき認定案について審査する。

(組織)

第4条 審査会は、審査会長及び審査員をもって組織する。

(審査会長等)

第5条 審査会長は、公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター長の職にある者をもって充てる。

2 審査会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 審査会長に事故があるときは、審査会長があらかじめ指名する審査員がその職務を代理する。

(審査員)

第6条 審査員は5名とし、公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター温暖化対策推進課長及び東京都環境局気候変動対策部制度調整担当課長の職にある者並びに審査会長が委嘱する外部有識者3名をもって充てるものとする。ただし、審査員がやむを得ない事情等により出席できない場合において、審査会長が必要と認める

ときは、当該審査員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

(任期)

第7条 審査員（審査会長を含む。）の任期は、前条の規定により委嘱を受けた日から当該年度末までとする。

(招集及び運営)

第8条 審査会は、審査会長が招集する。

2 審査会長は、必要があると認めるときは、審査員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(オンラインによる開催)

第9条 審査会長が必要と認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して審査会を開催することができる。

2 審査員は、審査会長の承認を得て、オンラインで審査会の会議に出席することができる。この場合において、当該審査員は、オンラインによる会議への出席をもって審査会の会議に出席したものとする。

(定足数)

第10条 審査会は、審査員（審査会長を含む。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター温暖化対策推進課において処理する。

(審査会の運営)

第12条 審査会は非公開とする。

2 審査会の運営方法は、審査会長が審査会に諮って決定する。

(議事録)

第13条 審査会ごとに議事録を作成することとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月9日から施行する。

附 則（令和5年10月25日付5都環公地温第2752号）

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。

附 則（令和6年10月31日付6都環公地温第4055号）

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

附 則（令和7年10月31日付7都環公地温第4846号）

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。